

令和3年10月29日

第17回総会議事録

長岡市農業委員会

第 17 回総会議事録

- 1 日 時 令和 3 年 10 月 29 日（金曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 市民センター 5 階 5 B 会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 39 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 40 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第 41 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 42 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 43 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 44 号 農用地利用配分計画案の決定について
議案第 45 号 農業振興地域整備計画の変更について
 - 日程第 3 報告第 7 号 農地法の届出通知等について
- 4 出席委員 (14 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (10 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
 - 事務局長 樺沢 仁、次長 広田 高志、振興農政係長 小川 一博、
農地係長 今坂 康雄、主査 木村 秋津、主事 土田 まりあ、
主事 山際 賢也

開 会（午後 2 時 00 分）

樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

本日は高橋会長が欠席のため、長岡市農業委員会会議規則第 4 条第 2 項の規定により、粉川会長職務代理者から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。

議長 (あいさつ)

これより第 17 回総会を開催いたします。

今月は、新型コロナウイルスの感染防止対策として、委員の数を制限して開催しております。

出席予定の委員のうち、欠席届が 8 番、菅沼正美委員、10 番、千野俊輔委員、19 番、高橋信昭委員から提出されておりますが、長岡市農業委

員会会議規則第6条の規定による定足数を満たしており、会議は成立していることをご報告申し上げます。

日程第 1 議事録署名委員の選任について

議長

日程第1、議事録署名委員の選任については、議長において、議席番号11番、安達隆幸委員、12番、本田栄一委員を指名いたします。

日程第 2 議案第39号 農地法第3条の許可申請について

議長

日程第2、これより審議に入ります。議案第39号 農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

なお、2番は吉川委員の関係する案件でありますので、まずその1件を除いて事務局の説明を求めます。

今坂係長

ご説明申し上げます。

議案書の3ページ、4ページをご覧ください。

今月の3条許可申請は9件でございます。

1番と3番から7番は売買による所有権移転、8番、9番は贈与による所有権移転であります。

なお、4番につきましては、農業協同組合がその構成員の行う農業に必要な施設の用に供するために農地を取得する場合で、例外的に許可できるものでございます。

1番、6番、7番の3件につきましては、許可後の経営面積が50アール未満でございますが、1番については栃尾地域の下限面積が20アール、6番、7番につきましては越路地域の岩塚地区の下限面積が20アールでありますので、問題はないものと考えております。

担当委員による現地調査結果は、いずれも問題なしということであり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第39号 農地法第3条の許可申請について、2番を除き許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、2番について審議します。この件は、吉川委員に関係する案件であります。委員の議事参与はできませんので、吉川委員の退席を求めます。

(吉川委員退席)

議長

農地法第3条の許可申請、2番について事務局の説明を求めます。

今坂係長

ご説明申し上げます。

2番につきましては売買による所有権移転であります。

農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

農地法第3条の許可申請、2番を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

吉川委員の着席を求めます。

(吉川委員着席)

議長

吉川委員にお伝えします。

2番について原案のとおり決定いたしました。

議案第40号

農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について

議長

議案第40号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長

議案書6ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、越路地域の1件であります。

1番、不動沢の畑について、石油及び天然ガス採取施設敷地として一時転用する許可を受けておりましたが、このたび期間を令和13年11月30日まで延長するものでございます。

本案件につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更については妥当なものと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第40号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第41号

農地法第4条の許可申請について

議長

議案第41号 農地法第4条の許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長

議案書8ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、寺泊地域の1件であります。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において10月21日までに現地確認を実施しております。

1番、寺泊鰯口の畑について、住宅、農作業所及び農機具格納庫兼車庫建築敷地として利用するものでございます。議案資料39ページに経過説明を掲載しております。申請地は、寺泊鰯口集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものでございます。

本案件につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第41号 農地法第4条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第42号 農地法第5条の許可申請について

議長 議案第42号 農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

今坂係長 ご説明申し上げます。

議案書の10ページから12ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域4件、中之島地域1件、越路地域1件、和島地域1件、寺泊地域1件、栃尾地域3件、与板地域2件、川口地域1件、計14件であります。

1番、与板町榎原の畑について、農作業所兼農業用車庫及び庭敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。議案資料40ページに経過説明を掲載しております。申請地は、与板町榎原集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、他の場所での代替性がなく、許可できるものでございます。

2番、寺泊磯町の畑について、駐車場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和3年11月1日から令和3年11月30日までの計画であります。申請地は、寺泊磯町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものでございます。

3番、天下島1丁目の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和4年5月31日までの計画であります。申請地は、第一種住居地域として都市計画法による用途地域が定められているため、第3種農地に該当し、原則許可できるものでございます。

4番、栖吉町の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和4年12月31日までの計画であります。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、現在の住宅の老朽化や土砂災害警戒区域に近接している等の理由から、同じ集落内の土地に移転するものであるため、他の場所での代替性がなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものでございます。

5番、朝日の畑について、駐車場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和4年11月30日までの計画であります。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が既存敷地の2分の1以内の拡張であるため、例外的に許可できるものであります。

6番、滝谷町の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和3年12月1日から令和4年3月31日までの計画であります。申請地は、滝谷町集落内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。集落に接続して設置されるものであるため、許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

7番、栃尾原町5丁目の田について、貸資材置場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和3年11月1日から令和3年12月31日までの計画であります。申請地は、準工業地域として都市計画法による用途地域が定められているため、第3種農地に該当し、原則許可できるものであります。

8番、荒巻の田について、事務所及び駐車場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、令和3年12月1日から令和4年11月30日までの計画であります。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、転用目的が農業用施設であるため、例外的に許可できるものであります。

9番、東川口の畑について、駐車場敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和3年11月10日までの計画であります。申請地は、第一種住居地域として都市計画法に

よる用途地域が定められているため、第3種農地に該当し、原則許可できるものであります。

10番、与板町中田の田について、ライスセンター建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は、許可日から令和5年6月16日までの計画であります。申請地は、農振農用地区域内の農地であります。転用目的が農業用施設であるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

11番、片田町の田について、砂利採取用地に伴う排水路敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和3年10月29日から令和4年10月17日までの計画であります。申請地は、農振農用地区域内の農地であります。転用目的が一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

12番、親沢町の田について、工事中仮設ヤード敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は、令和3年11月1日から令和4年12月31日までの計画であります。申請地は、農振農用地区域内の農地であります。転用目的が一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

13番、赤沼の田について、住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和3年11月1日から令和4年2月28日までの計画であります。申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、現在の農舎等の隣接地を選定したものであるため、他の場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものでございます。

14番、天下島2丁目の田について、住宅及びカーポート建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は、令和3年11月20日から令和4年5月31日までの計画であります。申請地は、第1種住居地域として都市計画法による用途地域が定められているため、第3種農地に該当し、原則許可できるものであります。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
議案第42号 農地法第5条の許可申請についてを許可することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第43号 農用地利用集積計画の決定について

議長 議案第43号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
す。

事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。

皆様のお手元に別冊、農用地利用集積計画1冊を配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

議案書の15ページの内訳表をご覧ください。

今月は、利用権の設定・移転で1件の申出がありました。権利関係は、使用貸借権設定が1件となっています。

次に、農地中間管理事業において、中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。

初めに、中間管理権設定(公社借入)分について、このたびは4件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が2件、使用貸借権設定が2件となっています。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定(公社貸付)分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは5件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が2件、使用貸借権設定が3件となっています。

なお、詳細内容については、お配りした別冊、農用地利用集積計画にて確認をお願いいたします。

以上、計10件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満たしており、事務局としては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。
 ただいまの説明に質問、意見はありませんか。
 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 質問、意見がありませんので、採決に入ります。
 議案第43号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの声が聞こえます。
 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第44号 農用地利用配分計画案の決定について
議長 議案第44号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題といたします。

 事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。
 議案書の19ページをご覧ください。
 新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一部新たな受け手への変更があったため、使用貸借権及び賃借権の移転をするものです。

 このたびは2件の申出があり、内容については全て賃借権の移転となっています。

 これらの案件につきましては、以前開催されました総会または農地部会においてそれぞれ審議、決定をしていただいたものです。

 これら農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画として決定をし、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付けることとなります。

 当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお

願いいたします。

議長

それでは、これより審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第44号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議案第45号

農業振興地域整備計画の変更について

議長

議案第45号 農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

今坂係長

ご説明申し上げます。

議案書の21ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画を変更するに当たり、意見を求められたものであります。

除外3件の申出がありました。

除外のナンバー1は長岡地域、雨池町の農地1筆、1,018平米について、除外のナンバー2は長岡地域、宮本町1丁目の農地3筆の一部、計1,449.97平米について、除外のナンバー3は寺泊地域、寺泊年友の農地1筆の一部、900平米について、いずれも資材置場として利用するもので、農振法第13条第2項各号に該当し、除外要件を満たすため、農用地区域から除外するものであります。

以上について、異議なしと意見回答することをご提案申し上げます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

質問、意見がありませんので、採決に入ります。

議案第45号 農業振興地域整備計画の変更について、ご異議ありませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

農業振興地域整備計画の変更については、異議なしと決定いたします。

日程第 3 報告第 7 号 農地法の届出通知等について

議長

日程第 3、報告第 7 号 農地法の届出通知等についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

今坂係長

農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4 条の届出について 2 件を 23 ページに、5 条の届出について 22 件を 24 ページから 27 ページに、農地法の適用を受けない事実確認 1 件を 28 ページに、利用権解約について 54 件を 29 ページから 37 ページに、中間管理権の解約について 11 件を 38 ページ、39 ページにそれぞれ掲載してありますので、ご確認ください。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第 17 回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後 2 時 20 分)

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

議 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和3年10月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	出	多田好一	13	出	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	出	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	出	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	欠	土田米藏																		
5	出	堀徳太郎	17	欠	稲波忠昭																		
6	出	若井泰志	18	欠	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	欠	高橋信昭																		
8	欠	菅沼正美	20	欠	成澤善博																		
9	出	坂詰隆	21	欠	櫻井正広																		
10	欠	千野俊輔	22	欠	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	欠	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">出席委員</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">14人</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">10人</td> <td></td> <td>安達隆幸</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td></td> <td>本田栄一</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	14人		議事録署名委員		欠席委員	人	10人		安達隆幸	委員		計	24人		本田栄一	委員
出席委員	人	14人		議事録署名委員																			
欠席委員	人	10人		安達隆幸	委員																		
	計	24人		本田栄一	委員																		